

事 務 連 絡
平成23年6月21日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災による被災に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療制度の
一部負担金の負担割合等の取扱いについて

今般の東日本大震災の影響に鑑み、所得税や市町村民税の申告期限が延長され、被災地の市町村の一部においては、市町村民税の課税時期も延期されているところである。

一部負担金の負担割合並びに高額療養費の自己負担限度額及び高額介護合算療養費の限度額（以下「一部負担金の負担割合等」という。）については、例年8月1日から前年所得又は当年度の市町村民税の課税の有無等により判定を行っているところであるが、このような市町村においては課税情報等が確定しないため、通常どおり、一部負担金の負担割合等の判定及び国民健康保険の高齢受給者証、後期高齢者医療の被保険者証並びに限度額適用認定証・標準負担額減額認定証（以下「高齢受給者証等」という。）の判定等ができないこととなる。

このため、本年8月1日以降においても前年所得等の把握が困難である保険者における一部負担金の負担割合等の判定及び高齢受給者証等の交付の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をいただきたい。

記

1 前年所得等の把握が困難な市町村について

本年8月1日以降において、前年（平成22年）所得又は当年度（平成23年度）の市町村民税の課税の有無等（以下「前年所得等」という。）の把握が困難な市町村及び当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合においては、当該市町村に住所を有する被保険者に対して、当面、前々年（平成21年）所得又は平成22年度の市町村民税の課税の有無等（以下「前々年所得等」とい

う。)に基づいて、一部負担金の負担割合等の判定及び高齢受給者証等の交付を行っても差し支えないこと。

※ 所得が把握できない場合、例えば国民健康保険の高齢受給者証及び後期高齢者医療の被保険者証の負担割合については通常1割と判定することとなるが、多くの被保険者は、例年負担割合が変わらないため、前々年所得等に基づき判定することにより、前年所得等が把握された際の負担割合の変更を少なくするものである。

ただし、同一市町村に住所を有する国民健康保険の被保険者と後期高齢者医療の被保険者の当該取扱いが異なることがないよう、各担当部署間で十分調整されたいこと。

なお、前年所得等の把握が可能となった場合には、一部負担金の負担割合等の再判定及び高齢受給者証等の再交付を行うこととし、それまでの間、被保険者が本来の自己負担分より多く負担していた場合には差額を還付し、少なく負担していた場合には差額を返還請求すること。また、この旨を被保険者に対し、高齢受給者証等の年度更新等の際に十分説明すること。

2 その他

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第113条又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第137条の規定に基づき、世帯主又は被保険者等から所得を確認するための書類等を受けた場合については、通常どおり、前年所得等に基づき一部負担金の負担割合等の再判定及び高齢受給者証等の再交付を行うこと。

なお、1の取扱いにより、前々年所得等に基づき高齢受給者証等を交付することとなった市町村及び当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合については、前年所得等に基づいて高齢受給者証等を再交付した場合に、当該再交付に要する費用（郵送代等）について財政支援を検討していること。